

特定非営利活動法人 グリーンイノベーション宮崎 定款 (イ)

本規約は、会員が本法人の運営に賛同する意思を示すものとする。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 グリーンイノベーション宮崎 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県日南市北郷町郷之原乙 2604 番地 1 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自然調和・復元型の土木技術、およびその他の関連する新しい技術（これらをグリーンイノベーション技術と定義）に関する調査・研究を行い、その成果を通じて企業、行政への技術の支援をはかり、もって市民が緑豊かな環境で快適な生活をおくる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上下水道汚泥・汚染土壤等を緑化等に再利用するための調査・研究事業
- (2) 廃棄物のエネルギー化、有機堆肥化等に関する調査・研究事業
- (3) 上記(1)(2)以外の「グリーンイノベーション」技術の開発・研究事業
- (4) 上記(1)(2)(3)に関する新技術の普及・啓発事業
- (5) 企業・行政を対象とした「グリーンイノベーション」技術の支援事業
- (6) その他目的を達成するために必要な調査・研究・普及事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 繼続して2年以上会費を納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問 (種類及び定義)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(会員登録)

- (1) 理事 5人以上 10人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(会員登録)

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が

役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(会員登録)

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(会員登録)

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為

又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

(会員登録)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは

その職務を行わなければならない。

開設する員会 第1章

(運営の原則)

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のなかから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮詢に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別及び構成)

(構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開催することはできない。

(議決)

第 27 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総

会ごとに議長に提出しなければならない。

(斟酌)

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録) (総会の各項の文書のうち、正会員が出席したものとみなすもの)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数 (書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項 (議題)

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

(斟酌)

(議事録の作成中の会員が退出する場合は、その会員の手元に議事録を交付する)

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催) (議事録の作成中の会員が退出する場合は、その会員の手元に議事録を交付する)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集) (議事録の作成中の会員が退出する場合は、その会員の手元に議事録を交付する)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日か

ら起算して 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(会員登録申請書類)

(契約の成立)

(議長) (会員登録申請書類)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。 (会員登録金入)

(品金預金)

(入庫手形の業者)

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(会員登録手形の予)

(議決)

(会員登録)

第 36 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることのできない。

(会員登録)

(書面表決等) (会員登録)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第 35 条及び前条第 1 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(真印宝書)

(2) 理事の現在数

(会員登録)

(3) 理事会に出席した理事の数 (書面表決者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(会員登録)

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

(会員登録)

2 議事録については、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任

された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
(2) 寄附金品
(3) 事業に伴う収入 (営業収入)
(4) 資産から生じる収入
(5) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)は複数の出力による複数の主要な資源を統合するための複数の機能

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が、理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第43条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

第44条 この法人の事業報告書 財産目録 貸借対照表及び収支計算書等の決算に

関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剩余金の処分)

第 45 条 この法人の決算において、剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 49 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に存する残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる法人のうち、総会で議決された者に譲渡するものとする。

(合併) 廣西、山東或陝西專區、江蘇安東、浙南蘇南華東人民和蘇南各市間

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公報の方法) おもと式の手帳金余暦、アリスの歴史の人材の二種類

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
(第五款)

第8章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。(①特記)

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 雜則

(委任)

第 54 条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。立候するもヨリ守靜西 (3)

2 この法人の設立当初の役員は、総会において選任する次に掲げる者とする。

理事長 横田 漠

副理事長 野村 宝 西脇 トトロ 亜也

理事 上野 俊夫

理事 满倉 忠勝

理事 日高 孝

理事 水野 弘一

理事 宮田 建生

監事 清水 文隆

監事 湯地 啓二

この法人の設立当初の役員

日から平成25年6月30

この法人の設立当初の事業

かかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 個人 5,000円